

2025年1月1日

藤田医科大学利益相反マネジメントにおける 「研究者等の前年度利益相反自己申告」の手引き

藤田医科大学利益相反委員会

藤田医科大学では、個人の尊厳と人格の尊重を理念とし、社会の理解と信頼を得て、産学官連携を含む研究等の活動を活発かつ適正に推進するために、利益相反マネジメントの一環として「研究者等の前年度利益相反自己申告」を実施しています。

「研究者等の前年度利益相反自己申告」では、研究者等が毎年1回（4月）、「倫理・利益相反審査申請システム」を用いて、研究等のすべての活動に係る利益相反を申告します。研究者等としては、常勤のすべての教員、その他本学で研究を行う教職員およびその他利益相反を伴う活動を行う教職員です。報告の仕方は利益相反委員会事務局から全学に向けて、4月頃に案内されます。なお、「研究者等の前年度利益相反自己申告」は研究者等の研究等のすべての活動に係る利益相反を対象とし、一方、「研究課題の審査」は指定した研究課題に係る利益相反を対象とします。

申告内容は、必要に応じて、利益相反委員会により審査されます。利益相反マネジメントとして特別な対応を要する場合、研究者等は利益相反委員会から問い合わせや留意事項の通知を受けることがあります。特別な対応を要しない場合、研究者等は利益相反委員会から通知などを受けることはありません。「研究者等の前年度利益相反自己申告」に係る個人情報は厳格に保護され、他に漏れることはできません。利益相反の適切なマネジメントに向けて、「研究者等の前年度利益相反自己申告」にご協力下さい。

お問合せ先：

藤田医科大学大学事務局研究支援部研究支援課内

利益相反委員会事務局

TEL：0562-93-2865

Mail : f-irb@fujita-hu.ac.jp